

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第16号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部
を次のように改正する。

第 2条の表中「 200人」を「 100人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。